

機密保護方針

一般社団法人沖縄オープンラボラトリーの会員（以下、「会員」という。）と一般社団法人沖縄オープンラボラトリ（以下、「当法人」という。）は、会員、当法人相互に開示される機密情報の取り扱いについて、以下の通り合意する。

第1条（開示目的）

会員および当法人は、自らが保有する機密情報を「会員規約第20条に定める活動」（以下、「本開示目的」という。）のために相手方当事者に開示し、相手方当事者は開示された機密情報を本開示目的の範囲においてのみ使用することとする。

第2条（機密情報の定義）

本契約において「機密情報」とは、本開示目的のために知り得た相手方当事者が保有する情報であり、かつ下記（1）号または（2）号に該当する情報をいう。

- （1） 書面または CD-ROM 等の電子的記録媒体もしくは電子的データ（以下、「書面等」という。）により開示し、当該書面等に機密である旨を明記した情報
- （2） 機密である旨を明示した上で口頭または視覚的な形により開示し、開示後30日以内に機密である旨を明記した書面等により内容を特定した情報

第3条（機密保護）

会員および当法人は、相手方当事者の書面による承諾がある場合を除き、相手方当事者の機密情報、打ち合わせの存在、本契約の存在およびその内容を、善良な管理者の注意をもって管理し、第三者に対して漏洩または開示しないものとする。

2. 会員および会社は、本開示目的の遂行上必要のある役員および従業員に対してのみ相手方当事者の機密情報を開示し、複製して使用させることができるものとする。

3. 会員および当法人は、本開示目的の遂行上知る必要のある技術顧問、関係会社等に相手方当事者の機密情報を開示する場合は、事前に相手方当事者の書面による同意を得ることとする。また、会員および当法人は、当該第三者に相手方当事者の機密情報を開示する場合は、本契約と同等の機密保護義務を遵守させ、当該第三者による機密保護義務の違反について相手方当事者に対して責任を負うものとする。

4. 会員および当法人は、法令、又は裁判所若しくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で相手方当事者の機密情報を当該機関に対して開示することができる。ただし、会員および当法人は、かかる要求があった場合、その開示の前に相手方当事者に通知するものとする。

第4条（報告義務）

会員および当法人は、自己の役員および従業員または本契約第3条第3項の定めに従い相手方当事者の機密情報を開示した第三者（以下、「開示先」という。）が、本契約または第3条第3項に定める当該開示先の義務に違反した場合、直ちに相手方当事者に対して当該違反の事実および影響等に関する一次報告を実施した後、速やかに当該違反事由について詳細な調査を行い、相手方当事者に対して当該調査結果を報告し、対応策を協議しなければならない。

第5条（機密保護の例外）

会員および当法人は、第3条（機密保護）の規定にかかわらず次の各号の何れかに該当することが証明された情報については、同条に定める何れの義務も負わないものとする。

- （1） 開示の時に公知である情報
- （2） 開示以後自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
- （3） 相手方当事者から開示される以前に自己が正当に保持していた情報
- （4） 相手方当事者から開示された情報を利用することなく、独自に開発した情報
- （5） 譲渡または開示の権利を有する第三者から、機密保護義務を負うことなく入手した情報
- （6） 開示者が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報

第6条（独自開発）

会員および当法人は、相手方当事者が、開示された機密情報を利用することなく、独自に当該情報と類似の情報を社内で開発することまたはそれを第三者から取得することについて、これを了解する。従って、会員および当法人は、開示された機密情報を使用しない限り、相手方当事者が自己と競合する製品、システム、サービスその他の開発または開発委託を行うことについて、これを妨げない。

第7条（機密情報の保証の範囲）

会員および当法人は、本契約に基づく機密情報の開示により、商標権、特許権、著作権その他の知的財産権について、譲渡またはいかなる許諾をも認めるものではないことについて合意する。

2. 会員および当法人は、自己の機密情報を相手方当事者に開示する権利を自らが有することを保証する。

第8条（輸出）

会員および当法人は、開示された機密情報の全部または一部を法令で定めるところによる日本国の非居住者に提供する場合は、適用法令および規則に従うこととする。

第9条（損害賠償）

会員および当法人は、本契約に定める事項に関し、自己の責に帰すべき事由により相手方当事者が損害を被った場合は、通常の直接損害に限り、その賠償責任を負うものとする。

第10条（権利義務の譲渡禁止）

会員および当法人は、相手方当事者の書面による事前の承諾なくして、本契約上の地位、ならびに本契約により生じた権利および義務の全部または一部について、第三者に対し、譲渡、承継、または担保に供することを行わないものとする。

第11条（守秘義務期間）

会員および当法人による機密情報の開示は、入会日から退会日までに行われるものとし、当該期間に開示された機密情報の守秘義務は、当該機密情報の開示の日から5年後に終了する。

2. 会員および当法人は、相手方当事者の機密情報を含む文書等の媒体およびそれらの複製物について、その返還または処分を相手方当事者より書面にて要求された場合、ただちにそれらを返還するか、または相手方当事者の指示するところに従い処分するものとする。

第12条（紛争解決）

会員および当法人は、本契約の各条項につき疑義を生じた場合および本契約に定めのない事項については、信義誠実の原則に従って、協議のうえ定めるものとする。

2. 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

3. 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上、一般社団法人沖縄オープンラボラトリーの総ての会員に本方針を配布する。

附則

本方針は、平成25年5月8日から施行する。

改訂日 令和5年8月4日

改訂内容

・第1条

会員規約の改訂に伴い、「会員規約第21条に定める活動」を「会員規約第20条に定める活動」に修正